



プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱い に関するWGの開催状況

2023年3月9日
事務局

第18回 令和4年8月25日(木)

- 事務局説明：
外部送信規律に関する総務省令案について
- 事業者ヒアリング：
一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、在日米国商工会議所、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム、一般社団法人MyDataJapan

第19回 令和4年9月7日(水)

- 事務局説明：
外部送信規律に関する総務省令案について

第20回 令和4年11月4日(金)

- 事務局説明：
外部送信規律に係るガイドライン等について

第21回 令和4年12月2日(金)

- 事務局説明：
外部送信規律に係るガイドラインについて
- 事業者ヒアリング：
主婦連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、在日米国商工会議所一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム、一般社団法人MyDataJapan、一般社団法人電気通信事業者協会

第22回 令和4年12月23日(金)

- 事務局説明：
外部送信規律に係るガイドライン等について

目的

利用者の知らない外部送信がなくなり、
利用者が安心・安全で信頼できる電気通信サービスを利用することが可能となる

「利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない**電気通信役務」を提供する**電気通信事業を営む者**に対する規律

規律内容

電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、
利用者に関する情報を外部送信する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、
当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

<省令・ガイドラインの主なポイント>

■規律対象者について

- ・ 利用者に関する情報を多く保存しているスマートフォンやパソコンからの外部送信を規律するため、ブラウザ又はアプリを通じて提供されるスマートフォンやパソコンで利用されるサービス（メッセージ通信、検索サービス、SNS、オンラインショッピングモール、ニュース配信サイト等）を提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者を対象とする

■通知又は公表すべき事項について

- ・ 送信される利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称、送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的とする

■通知又は公表の方法について

- ・ 日本語での平易な表現による記載、適切な文字サイズでの表示、容易にアクセスできるようにする
- ・ ポップアップによる通知やトップページ等での公表など、利用者が認識し理解しやすい形で表示する

1. 外部送信規律の対象

- ① 外部送信規律の対象となる電気通信役務
(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

- 以下のサービスで、ブラウザ又はアプリケーションを通じて提供されるもの。
 - ・利用者間のメッセージ媒介等
 - ・SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
 - ・オンライン検索サービス
 - ・各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）

2.通知又は容易に知り得る状態

① 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

● 共通事項

- ・日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いる
- ・操作を行うことなく、文字が適切な大きさで表示される
- ・利用者が②の事項について、容易に確認できるようにする

● 通知

- ・通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL等）を即時に（ポップアップ等により）表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に認識できるように表示する

● 容易に知り得る状態

- ・情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する
- ・情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において公表すべき事項を表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に到達できるように表示する

② 通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項

● 送信されることとなる利用者に関する情報の内容

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容

● 利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

- ・利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

● その他

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

※いずれも情報送信指令通信ごと

3. 措置を取ることが不要とする情報

- ① 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報

【符号、音響又は影像を適正に表示するために必要な情報】

- ・OS情報、画面設定情報、言語設定情報、ブラウザ情報
- ・その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

【その他】

- ・入力をした情報の保持等に必要な情報
- ・認証に必要な情報
- ・セキュリティ対策に必要な情報
- ・ネットワーク管理に必要な情報

※いずれも当該目的のために送信する場合に限る。

4. オプトアウト措置

- ① オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

- オプトアウト措置（を講じていること）
- オプトアウト措置の内容（情報の送信を停止又は送信された情報の利用の停止）
- 利用者の求めを受け付ける方法
- その他
 - ・オプトアウト措置を行った場合に、どのようなサービスの制限を受けるか
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容
 - ・情報の送信を受けてこれを取り扱う者の氏名・名称
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的